論文審査の結果の要旨

報告番号	博(経)甲第20号		氏	名	末	永	統	大	
		主査			丸	Ш	幸	宏	愈
学位審査委員		副査			徐			陽	餘
,		副査			村	田	省	Ξ	印

題名:現代企業会計としての減損会計の特徴

論文審査の結果の要旨:

本論文は、減損会計を導入したアメリカの基準、および国際会計基準に比して、日本の減損会計における減損処理は、より裁量的ないし恣意的な性格を持ちうるのではないかという問題意識から、何がそのような裁量性を許容しているのかについて考察し、また、そのような裁量性を阻止するための一つの装置として、減損兆候テストの重要性を主張しようとするものである。

本論文は次のように構成されている。

序章

- 第1章 わが国における減損会計の特徴
- 第2章 減損会計基準の国際比較一日本基準、アメリカ基準、国際基準一
- 第3章 減損会計と法人税法
- 第4章 資産のグルーピングと裁量的会計行動
- 第5章 現代企業会計としての減損会計の特徴

終章

序章で、1990 年代後半から始まる会計制度の改革の背景に言及しながら、減損会計が、企業会計に予測を導入するという点を指摘し、それが、現代企業会計の変質のひとつの要素になっていること、したがって、それをめぐる分析が本論文の研究目的になっていることが示される。第1章では、わが国に、減損会計が導入されることとなった歴史的背景が詳説される。そして、その導入が、財務諸表の適正表示、的確な投資情報の提供、および国際会計基準との調和という3つの目的を持っていたことが指摘される。

第2章では、アメリカの減損会計は、固定資産評価切り下げを用いた裁量的な利益標準化を 制限する目的で導入された点が日本と異なることを指摘している。また、減損会計についての 国際会計基準、アメリカ基準および日本基準のいずれも、決算日に固定資産が減損している可 能性を示す兆候がある場合にのみ当該資産に対して減損処理を適用するという点では相違ないにもかかわらず、実際の減損処理については、アメリカ基準が固定資産の使途変更等を根拠とし、国際会計基準が固定資産の回収可能額を根拠とするのに対し、日本基準では、投資期間を通じた収益性の低下を根拠とする点で相違することが詳述される。

第3章では、税務においては固定資産の評価損を原則として禁止していること、法人税 法には将来的なキャッシュ・フローという考え方はなく、その割引現在価値の低下を資産 の評価損を計上することは困難であることを指摘している。

第4章では、経営者裁量によって容易に減損処理を行うことができるとすれば、それは、 資産のグルーピング変更であることを、第3章の内容と接続することによって論証しよう としている。キャッシュ・フロー視点には予測の要素が必然的に介在するが、そのような 事情変更に基づく減損処理は、税務上実行は難しいためである。

第5章では、減損の認識段階で把握することが望まれる減損兆候についての考察である。 ここでも、アメリカ基準との対比が行われている。日本基準では過去の結果の推移で兆候 を見出そうとするのに対して、アメリカ基準では経営者の予測との乖離で兆候を見出そう とするという違いがあること、また、仮に2期連続赤字というデータが主観に依拠しない としても、その背後にある事実に言及することなく、減損兆候と見なせる可能性を持つ日 本基準の問題点を、具体例を挙げて、批判的に考察している。

終章では、本論文の内容が要約され、企業外部の第三者による検証可能性のない値による減損処理の危うさを再述している。

本論文の貢献として次の2点を認めることができる。

- 1. 減損会計の国際比較を通じて、日本基準が客観性の点で劣っている可能性、また、日本の法人税法に基づく資産評価規定より裁量性を多く持っている点を、減損会計におけるグルーピング裁量性の例に接続して提示したことは、従来研究が指摘してこなかったところである。しかも、実際には起こりうる経営意思決定行動としての例示を本論文で行っていることは、説得力もあり、新規性がある。学会での研究報告もあり、査読制の学会誌に掲載された内容も含んでいる。
- 2. グルーピング以後の段階、すなわち、減損損失の認識段階における減損兆候把握の重要性を指摘する第5章の考察は、日本基準の恣意性の高さを示唆する点で、また、その具体例を提示しえた点には独創性がある。

以上から、本論文は、本研究科の博士学位論文の審査基準(独創性・新規性、貢献度、 論証可能性、完成度)を満たすものと判断され、本学位審査委員会は全員一致で博士(経 営学)の学位に値するものと判断する。